

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年2月9日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年2月27日から同年3月19日まで縦覧に供する。

平成19年2月20日

香川県知事 真鍋武紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市庄之池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上所地区	丸亀市産業部土地改良課
丸亀市中津土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大道上2号地区	〃
丸亀市田村池太井池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）平池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）原窪地区	〃
丸亀市三条新池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）三条新池地区	〃
丸亀市土器町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西村下井地区	〃
楠見池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）にごり池	〃